



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 号外 第 17 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例…………… (経・働・数・額) 1	○宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 2
	○公の施設に関する条例の一部を改正する条例…………… (“) 2

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (条例第6号)

- 改正の理由及び主な内容
特定非営利活動促進法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和3年6月9日から施行することとしました。

◎ 宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第7号)

- 改正の理由及び主な内容
職員定数の見直しを行うため、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第8号)

- 改正の理由及び主な内容
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森及び県立芸術劇場の利用料金について、新たな料金区分の設定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和3年10月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第6号

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例 (平成10年宮崎県条例第26号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(軽微な書類の不備) 第3条 法第10条第3項 (法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。) の条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。 (民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利	(軽微な書類の不備) 第3条 法第10条第4項 (法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。) の条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。 (民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利

<p>用に関する法律の適用)</p> <p>第10条 法第75条の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第 149号。以下「電子文書法」という。）の規定を読み替えて適用する場合の保存、作成又は縦覧等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>用に関する法律の適用)</p> <p>第10条 法第75条の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第 149号。以下「電子文書法」という。）の規定を読み替えて適用する場合の保存、作成又は縦覧等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第5項並びに第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第7号

宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例

宮崎県職員定数条例（昭和24年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事部局の職員 <u>5,359人</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 前条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ知事、議長、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、人事委員会及び海区漁業調整委員会が定める。</p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事部局の職員 <u>ア 知事部局の職員（イ及びウに掲げる職員を除く。） 3,713人</u> <u>イ 企業局の職員 126人</u> <u>ウ 病院局の職員 1,630人</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 前条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ知事、議長、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、人事委員会及び海区漁業調整委員会が定める。<u>ただし、企業局内の定数の配分は企業局長が、病院局内の定数の配分は病院局長が定める。</u></p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第4（第10条の5関係）					別表第4（第10条の5関係）				
施設	基準				施設	基準			
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
[略]					[略]				
宮崎県	オートキ	[略]		[略]	宮崎県	オートキ	[略]		[略]
ひなも	キャンプ場	<u>トレー</u>	<u>1台1回</u>	<u>14,600</u>	ひなも	キャンプ場	<u>キャビ</u>	<u>1棟1回</u>	<u>12,200</u>

り台県 民ふれ あいの 森	宿泊利用	ラーハ	につき	円以下	り台県 民ふれ あいの 森	宿泊利用	ンD	につき	円以下		
		ウス									
		[略]						[略]			
	オートキ ャンプ場 一時利用	[略]					オートキ ャンプ場 一時利用	[略]			
		トレー	1台1回	7,300				キャビ	1棟1回	6,100	
		ラーハ	につき	円以下				ンD	につき	円以下	
	[略]					[略]					
[略]					[略]						
県立芸 術劇場	[略]			[略]	県立芸 術劇場	[略]			[略]		
	大練習室	1室につ き	午前	4,290 円以下		大 練 習 室	入場料等を徴 収しない場合 又は1,000円 以下の入場料 等を徴収する 場合	1室につ き	午前	4,290 円以下	
			午後	4,290 円以下					午後	4,290 円以下	
			夜間	4,290 円以下					夜間	4,290 円以下	
			全日	12,880 円以下					全日	12,880 円以下	
							1,000円を超 え2,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	1室につ き	午前	6,430 円以下	
						午後	6,430 円以下				
						夜間	6,430 円以下				
								全日	19,320 円以下		
					2,000円を超 え3,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	1室につ き	午前	9,650 円以下			
				午後	9,650 円以下						
				夜間	9,650 円以下						
						全日	28,980 円以下				
					3,000円を超 える入場料等 を徴収する場 合	1室につ き	午前	10,720 円以下			
				午後	10,720 円以下						
				夜間	10,720 円以下						
						全日	32,200 円以下				
	中練習室	1室につ き	午前	2,720	中 練 習	入場料等を徴 収しない場合 又は1,000円	1室につ き	午前	2,720		

		午後 2,720 円以下				室	以下の入場料 等を徴収する 場合	午後 2,720 円以下	
		夜間 2,720 円以下						夜間 2,720 円以下	
		全日 8,170 円以下						全日 8,170 円以下	
							1,000円を超 え 2,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	1室につ き 午前 4,080 円以下	
								午後 4,080 円以下	
								夜間 4,080 円以下	
								全日 12,250 円以下	
							2,000円を超 え 3,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	1室につ き 午前 6,120 円以下	
								午後 6,120 円以下	
								夜間 6,120 円以下	
								全日 18,380 円以下	
							3,000円を超 える入場料等 を徴収する場 合	1室につ き 午前 6,800 円以下	
								午後 6,800 円以下	
								夜間 6,800 円以下	
								全日 20,420 円以下	
	小練習室	1室につ き 午前 1,040 円以下				小 練 習 室	入場料等を徴 収しない場合 又は 1,000円 以下の入場料 等を徴収する 場合	1室につ き 午前 1,040 円以下	
		午後 1,040 円以下						午後 1,040 円以下	
		夜間 1,040 円以下						夜間 1,040 円以下	
		全日 3,140 円以下						全日 3,140 円以下	
							1,000円を超 え 2,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	1室につ き 午前 1,560 円以下	
								午後 1,560 円以下	
								夜間 1,560	

							全日	円以下 4,710 円以下
						2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	1室につき 午前 午後 夜間 全日	円以下 2,340 円以下 2,340 円以下 2,340 円以下 7,060 円以下
						3,000円を超える入場料等を徴収する場合	1室につき 午前 午後 夜間 全日	円以下 2,600 円以下 2,600 円以下 2,600 円以下 7,850 円以下
	和室	午前	3,240 円以下			和室 入場料等を徴収しない場合 又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	3,240 円以下 3,240 円以下 3,240 円以下 9,740 円以下
		午後	3,240 円以下			1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	4,860 円以下 4,860 円以下 4,860 円以下 14,610 円以下
		夜間	3,240 円以下			2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	7,290 円以下 7,290 円以下 7,290 円以下 21,910 円以下
		全日	9,740 円以下			3,000円を超える入場料等を徴収する場合	午前 午後 夜間 全日	8,100 円以下 8,100 円以下 8,100 円以下 24,350

ミーティングルーム	午前	2,200 円以下	ミ ニ テ ィ ン グ ル ニ ム	入場料等を徴収しない場合	午前	2,200 円以下
	午後	2,200 円以下		又は 1,000円以下の入場料等を徴収する場合	午後	2,200 円以下
	夜間	2,200 円以下			夜間	2,200 円以下
	全日	6,600 円以下			全日	6,600 円以下
[略]				1,000円を超え 2,000円以下の入場料等を徴収する場合	午前	3,300 円以下
					午後	3,300 円以下
					夜間	3,300 円以下
[略]					全日	9,900 円以下
				2,000円を超え 3,000円以下の入場料等を徴収する場合	午前	4,950 円以下
					午後	4,950 円以下
[略]					夜間	4,950 円以下
					全日	14,850 円以下
				3,000円を超える入場料等を徴収する場合	午前	5,500 円以下
[略]					午後	5,500 円以下
					夜間	5,500 円以下
					全日	16,500 円以下

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、別表第4宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。